

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第14号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第1条 瀬戸市市税条例(昭和40年瀬戸市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。)若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人等に対する寄附金に限る。)若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法</p>

<p>附金（出資に関する業務に充てられることが 明らかなものを除き、当該法人の主たる目的 である業務に関連するものに限る。）</p>	<p><u>施行令の一部を改正する政令（平成20年政 令第155号）附則第13条第2項の規定に よりなおその効力を有するものとされる改正 前の所得税法施行令第217条第1項第2号 及び第3号に規定する民法法人を含む。）に 対する寄附金（出資に関する業務に充てられ ることが明らかなものを除き、当該法人の主 たる目的である業務に関連するものに限る。 ）</u></p>
<p>(6)から(10)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(6)から(10)まで &lt;省略&gt;</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p>
<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定 資産課税台帳（<u>同条第1項ただし書の規定によ る措置を講じたものを含む。</u>）の閲覧を行う者 は、手数料を納付しなければならない。ただし 、法第416条第3項又は第419条第8項の 規定により公示した期間において納税義務者の 閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収し ない。</p>	<p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定 資産課税台帳の閲覧を行う者は、手数料を納付 しなければならない。ただし、法第416条第 3項又は第419条第8項の規定により公示し た期間において納税義務者の閲覧に供する場合 にあっては、手数料を徴収しない。</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (固定資産課税台帳に記載されている事項の証 明書の交付手数料)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (固定資産課税台帳に記載されている事項の証 明書の交付手数料)</p>
<p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定 資産課税台帳に記載されている事項の証明書（<u> 同条ただし書の規定による措置を講じたものを 含む。</u>）の交付を受ける者は、手数料を納付し なければならない。</p>	<p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定 資産課税台帳に記載されている事項の証明書 の交付を受ける者は、手数料を納付しなければな らない。</p>
<p>2 &lt;省略&gt; (仮換地又は仮使用地に係る報告)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; (仮換地又は仮使用地に係る報告)</p>

<p>第74条の4 市長は、第54条第5項に規定する土地区画整理事業又は土地改良事業施行中の地域について同条同項の規定によって所有者とみなされた者の1月1日現在における<u>法第343条第7項</u>に規定する仮換地等及びこれに対応する従前の土地又は仮使用地の地番、地目及び地積その他必要な事項の報告を1月31日までに当該事業の施行者から徴しなければならない。</p>	<p>第74条の4 市長は、第54条第5項に規定する土地区画整理事業又は土地改良事業施行中の地域について同条同項の規定によって所有者とみなされた者の1月1日現在における<u>法第343条第6項</u>に規定する仮換地等及びこれに対応する従前の土地又は仮使用地の地番、地目及び地積その他必要な事項の報告を1月31日までに当該事業の施行者から徴しなければならない。</p>
<p>2 &lt;省略&gt; 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>2 &lt;省略&gt; 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 &lt;省略&gt;</p>	<p>第10条の2 &lt;省略&gt;</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>3 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第27項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第27項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>7 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>7 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>8 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>8 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

<p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>15 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>16 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>17及び18 &lt;省略&gt; (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>17及び18 &lt;省略&gt; (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 &lt;省略&gt;</p>	<p>第10条の3 &lt;省略&gt;</p>
<p>2から7まで &lt;省略&gt;</p>	<p>2から7まで &lt;省略&gt;</p>
<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>8 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p>

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 <省略>

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 <省略>

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 <省略>

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで <省略>

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 <省略>

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となる

べき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2から5まで <省略>

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市

べき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2から5まで <省略>

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第3

<p>計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>第25条の5 法附則第15条第1項、<u>第14項</u>、<u>第15項</u>、<u>第20項</u>、<u>第33項</u>、<u>第34項</u>若しくは<u>第36項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>49条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>第25条の5 法附則第15条第1項、<u>第15項</u>、<u>第16項</u>、<u>第21項</u>、<u>第34項</u>、<u>第35項</u>若しくは<u>第39項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>
--	---

（瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中、第48条の改正規定を次のように改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から8まで &lt;省略&gt;</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市</p>	<p>（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条 &lt;省略&gt;</p> <p>2から8まで &lt;省略&gt;</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市</p>

<p>民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで &lt;省略&gt;</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 &lt;省略&gt;</p>	<p>民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで &lt;省略&gt;</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 &lt;省略&gt;</p>
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方



税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。